

令和5年度 放課後児童クラブの入所登録申請について

■入所登録申請について

申請書を下記窓口に提出して下さい。継続利用の方も毎年度申請が必要です。

申請受付 ・ 2月13日（月）から2月28日（火）まで申請を受け付けます。

申請窓口 ①各児童クラブ | 受付時間 14時～17時30分

②市役所子育て支援課、八坂支所、美麻支所 | 受付時間 9時～17時15分

【注意】新規申し込みの方は、利用する児童クラブに申請書を提出してください。準備品の説明や、お子様の状況についてお伺いします。

利用登録料 ・ 児童1名につき年額1,000円

※利用決定後、納付書を送付いたします。4月中に登録料を納めてください。

申請書

・各申請窓口でお受け取り下さい。

・市ホームページからダウンロードもできます。

大町市ホームページ > 目的で探す > 子育て・教育 > 子育て > 児童クラブ



市ホームページ

添付書類

・ご家族（保護者及び同居する65歳未満の方）の就労が証明できる書類

※必ず申請書と一緒に提出してください。

※就労等により保護者が不在となるご家庭以外で、介護等やむを得ない事情で児童クラブの利用をご希望される方は、子育て支援課までご相談ください。

【就労が証明できる書類の例】

区 分	証 明 の 内 容
会社員、パート等の方	就労証明書（任意の様式でも可能としますが、最低限勤務時間、勤務日数のわかるものを用意してください。）
農業・自営業の方	就労証明書+確定申告書の写し ※確定申告書に専従者である等、事業に従事していることが確認できる記載が必要です。

利用申込みの流れ

・ 2月13日～28日

利用申込み 申請窓口に申請書の提出をして下さい。
（新規利用希望者は見学もお願いします。）



・ 3月上旬

申込み内容の審査



・ 3月中旬～下旬

利用決定通知書の通知



・ 4月

利用開始 登録料納付書送付

※裏面へ

■令和5年度の児童クラブ開始日

4月3日（月）8時から。各児童クラブでの利用になります。

・4月1日（土）は新年度準備のためお休みになります。

上記以外にも各クラブでの決まり事などがありますので、心配な事やご不明な点がありましたら、各クラブ支援員または子育て支援課までご連絡ください。

注意事項

- ・随時申請を受付けることも可能ですが、希望の利用日から入所できない場合があります。なるべく受付期間内に申請書の提出をお願いいたします。
- ・就労による申請の場合は、民生児童委員の確認ではなく、就労証明書等の提出が必要となりますのでご注意ください。
- ・登録料は利用決定後、納付書にてお支払いしてください。登録料を申請書と同時にお預かりできませんのでご注意ください。
- ・申請内容の確認のため、審査期間内にお問合せいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

大町市民生部 子育て支援課 子育て支援係
[TEL:22-0420](tel:22-0420)（内線：757、685）